

# 令和3年度 国有林モニター募集

- 【任 期】** 令和3年4月1日～令和4年3月31日まで
- 【目 的】** 国有林の事業運営等について、国民の皆さまの理解を深めるとともに、ご意見やご要望をお聞きして国有林野行政に反映させるため。
- 【対 象】** 岡山県内にお住まいで、森林・林業及び国有林に関心のある成人の方。ただし、国会及び地方議会の議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、平成30年度から令和2年度まで3年間連続して国有林モニターを務められた方は除きます。
- 【応募締切】** 令和3年2月1日(月)
- 【詳 細】** 募集の詳細は、近畿中国森林管理局ホームページをご覧ください。  
「近畿中国森林管理局国有林モニター」で検索

お問い合わせ先

近畿中国森林管理局 総務企画部 企画調整課 林政推進係  
電話(06)6881-3401(直通)まで

## 農業者年金について

農業に従事されている方は誰でも加入できます!

～若い農業者の皆さんへ、政策支援加入(保険料の国庫補助)で将来の安心を!～

保険料の国庫補助対象者と補助額			
区分	必要な要件	保険料(国庫補助額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たすもので、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円(6千円)	1万6千円(4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円(6千円)	—

農業者年金は、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)で**年間60日以上農業に従事している方**であれば加入できます。

政策支援は、国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、次の条件を満たせば受けられます。

- ①39歳までに加入
- ②農業所得が900万円以下
- ③認定農業者で青色申告者等(左表)

※国庫補助額は月額保険料月額2万円を固定に対する補助額(割合)です。  
 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。  
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。  
 ※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)または通常の保険料への変更が必要です。

詳しくは...

農業者年金基金

検索

ホームページ  
<http://www.nounen.go.jp/>



お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金  
 電話 (03) 3502-3199 (相談員)  
 FAX (03) 3502-3942 (企画調整室)